

2023年12月27日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード：9501 東証プライム市場)
問合せ先 総務・法務室株式グループマネージャー 寒河江 佳弘
(TEL. 03-6373-1111)

柏崎刈羽原子力発電所における原子力規制検査（核物質防護に係る追加検査）に係る
結果及び対応区分の変更通知の受領について

柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護設備の機能一部喪失については、「安全重要度
評価^{※1}:赤」が確定し、2021年3月23日の原子力規制委員会において「対応区分^{※2}：
第4区分」として取り扱う旨の通知を原子力規制庁より受領しております。

本日の原子力規制委員会において、当社柏崎刈羽原子力発電所に対する対応区分^{※2}
を「第4区分」から「第1区分」に変更することが決定され、原子力規制庁より通知
を受領いたしました。

また、原子炉設置者としての適格性について再度ご確認いただきました。

当社は、原点である福島第一原子力発電所事故の反省と教訓にもう一度立ち返り、
自律的な全員参加型の改善活動を継続し、原子力事業者として地元の皆さま、社会の
皆さまからご信頼をいただけるよう取り組んでまいります。

以 上

※1 安全重要度評価：

安全上の重要度は、原子力施設の安全確保に対する劣化程度に応じて「赤」「黄」
「白」「緑」に区分される。各区分の定義は以下の通り。

赤：安全確保の機能または性能への影響が大きい水準

黄：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準

白：安全確保の機能または性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規
制関与の下で改善を図るべき水準

緑：安全確保の機能または性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであ
り、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

※2 対応区分：

追加検査に係る対応区分は、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、「第1区分」「第2区分」「第3区分」「第4区分」「第5区分」に分けられる。各区分の定義は以下の通り。

- 第1区分:各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態
- 第2区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態
- 第3区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態
- 第4区分:各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたるまたは重大な劣化がある状態
- 第5区分:監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態